

# 令和8年度 第1期 論文式憲法試験問題

## 受験上の注意事項

- 1 監督者の指示がある前に、この問題を開くことを禁止します。
- 2 試験開始の合図により、解答を始めてください。この試験では、六法を貸与し、その使用を許可します。
- 3 試験開始の合図の後、印刷不鮮明等に気付いた場合は、黙って手を挙げ、監督者に申し出てください。
- 4 解答は、答案用紙に黒インクのペン又はボールペンにより書いてください。  
消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンは使用しないでください。また、鉛筆は不可です。
- 5 試験時間は60分です。  
試験開始後20分以内及び試験終了前5分間は、答案の提出及び試験室からの退出はできません。それ以外の時間に退出（途中退出）する場合には、黙って手を挙げ、自席で答案及び問題を監督者に渡してから退出してください。
- 6 この問題は、試験終了後、持ち帰ることができます。
- 7 次のもの以外は机の上に置かないでください。  
受験票、筆記具、時計（計算機能等のないものに限る。）、眼鏡。  
受験票は、氏名、受験番号が記載されている面を表にして、監督者が見やすい位置に置いてください。なお、上記以外のものについては、監督者の許可を得てください。
- 8 問題検討のためのラインマーカー及び色鉛筆の使用は、問題用紙に限り認めます。
- 9 携帯電話等は、必ず電源を切って鞆等にしまってください。
- 10 試験室内では、耳栓の使用はできません。
- 11 試験時間中の発病等やむを得ない場合には、黙って手を挙げ、監督者の指示に従ってください。
- 12 試験時間中の喫煙や飲食（ガム等を含む。）は、禁止します。
- 13 試験終了の合図とともに、直ちに筆記具を置き、監督者の指示を待ってください。
- 14 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験を停止し、合格の決定を取り消すことがあります。

## 〔憲 法〕

次の〔設例〕を読んで、後記〔設問〕に答えなさい。

### 〔設例〕

公職選挙法142条は、選挙活動の種別毎に選挙運動のため使用する文書図画のうち頒布できるものの種類、形状、数、頒布方法などを一定範囲内のものに止め、これ以外の文書図画の頒布を禁じ、その違反に対し、同法243条1項3号は、【資料 関係法令】のとおり罰則を定めている。

文書図画による選挙運動を広く認めることのもたらす弊害として、選挙用の文書図画の頒布を無制限に認めるときは、選挙運動に激しい競争を招くとともに、これに要する費用と労力は甚大なものになり、経済力に富みあるいは強大な組織力を有する候補者が、そうでない候補者に比べて選挙運動において著しく優位を占める結果となること、候補者にとって煩に堪えない選挙運動となるとともに、ときには選挙人にとって迷惑と感ぜさせるものであること、特定の候補者を当選させるために、他の候補者を誹謗、中傷したり、虚偽の内容を含む文書が頒布されたりするおそれ大きいことが指摘されている。

Aは、令和〇年〇月に行われた衆議院議員総選挙において小選挙区で立候補したBの選挙運動者であるが、同人に当選を得させる目的で、その選挙運動期間中である同月〇日、選挙区内の有権者20名に対し、「衆議院議員選挙も終盤となりました。Bは精力的に遊説を行っていますが、選挙区では相手候補の背中を負う展開となっています。」「相手候補を追い上げ、比例でC党に議席を奪われないうちにも皆さまのお力が必要です。」「ぜひ、お知り合いの方にお電話・お声がけをいただき、支援の輪を広げていただきますよう、よろしく願いいたします。」などと記載した文書1枚在中の封筒合計20通を発送し、その頃、これらを選挙区内のD方等20か所に到達させ、もって選挙運動のため法定外文書を頒布したとして、公職選挙法違反の罪で起訴された。

Aの弁護人は、公職選挙法142条及び同法243条1項3号は違憲無効であると主張した。

### 〔設問〕

公職選挙法142条及び同法243条1項3号による法定外文書頒布規制の憲法適合性について論じなさい。

【資料 関係法令】

○ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）

第243条 1 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

一～二の三 （略）

三 第142条の規定に違反して文書図画を頒布した者

四～十 （略）

2 （略）

